

サービス利用料金表

(1割負担の場合)

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

◆ 通常規模型通所介護【所要時間：7時間以上8時間未満】

1単位あたり10.14円(7級地)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型通所介護費	648単位	765単位	887単位	1,008単位	1,130単位
入浴介助加算	50単位				
個別機能訓練加算 I	46単位				
サービス提供体制強化加算 I	18単位				
介護職員処遇改善加算 I	5.90%				
介護職員特定処遇改善加算 I	1.20%				
昼食代	620円				
ご利用負担額目安(1日につき)	1,448円	1,576円	1,707円	1,838円	1,971円

※上記及び下記の加算項目は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

- 個別機能訓練加算Ⅱ(56単位)
機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算Ⅰ又はⅡのどちらかを加算させていただきます。
- 認知症加算(60単位)
看護又は介護職員を指定基準で定める員数に加え常勤換算で2以上確保、算定月の前3か月間の利用者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が2割以上及び認知症介護実践者研修等修了者を1以上配置した場合に加算させていただきます。
- 中重度者ケア体制加算(45単位)
看護又は介護職員を指定基準で定める員数に加え常勤換算で2以上確保、算定月の前3か月の要介護3以上の利用者の占める割合が3割以上及び専従の看護職員を1以上配置した場合に加算させていただきます。
- 送迎減算(片道47単位)
事業所が送迎を行わない場合は、所定単位数から減算します。

※サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

家族が送迎することで、9時15分から16時30分（所要時間：7時間以上9時間未満）の通所介護の前後に連続して、延長サービス（介護保険適用外）を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。

◆第1号通所事業（旧介護予防通所介護相当サービス）

1単位当たり10.14円（7級地）

要介護度	要支援1	要支援2
介護予防通所介護	1,655単位	3,393単位
サービス提供体制強化加算I	72単位	144単位
介護職員処遇改善加算I	5.90%	
介護職員特定処遇改善加算I	1.20%	
ご利用負担額目安（1ヵ月）	1,876円	3,841円

◎昼食代は、1食620円となります。

※上記及び下記の加算項目は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○ 運動器機能向上加算（月225単位）

機能訓練指導員により、ご契約者の身心等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

※一定以上の所得のある方につきましては、介護給付費の自己負担が2～3割になる場合があります。

◆ ご不明な点はなどがありましたら下記連絡先まで、お問い合わせください。

きらら藤枝デイサービスセンター TEL054-646-6822

サービス利用料金表

(2割負担の場合)

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の2割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

◆ 通常規模型通所介護【所要時間：7時間以上8時間未満】

1単位当たり10.14円(7級地)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型通所介護費	648単位	765単位	887単位	1,008単位	1,130単位
入浴介助加算	50単位				
個別機能訓練加算 I	46単位				
サービス提供体制強化加算 I	18単位				
介護職員処遇改善加算 I	5.90%				
介護職員特定処遇改善加算 I	1.20%				
昼食代	620円				
ご利用負担額目安(1日につき)	2,275円	2,531円	2,794円	3,056円	3,322円

※上記及び下記の加算項目は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

- 個別機能訓練加算Ⅱ(56単位)
機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算Ⅰ又はⅡのどちらかを加算させていただきます。
- 認知症加算(60単位)
看護又は介護職員を指定基準で定める員数に加え常勤換算で2以上確保、算定月の前3か月間の利用者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が2割以上及び認知症介護実践者研修等修了者を1以上配置した場合に加算させていただきます。
- 中重度者ケア体制加算(45単位)
看護又は介護職員を指定基準で定める員数に加え常勤換算で2以上確保、算定月の前3か月の要介護3以上の利用者の占める割合が3割以上及び専従の看護職員を1以上配置した場合に加算させていただきます。
- 送迎減算(片道47単位)
事業所が送迎を行わない場合は、所定単位数から減算します。

※サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

家族が送迎することで、9時15分から16時30分（所要時間：7時間以上9時間未満）の通所介護の前後に連続して、延長サービス（介護保険適用外）を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。

◆第1号通所事業（旧介護予防通所介護相当サービス）

1単位当たり10.14円（7級地）

要介護度	要支援1	要支援2
介護予防通所介護	1,655単位	3,393単位
サービス提供体制強化加算I	72単位	144単位
介護職員処遇改善加算I	5.90%	
介護職員特定処遇改善加算I	1.20%	
ご利用負担額目安（1ヵ月）	3,752円	7,682円

◎昼食代は、1食620円となります。

※上記及び下記の加算項目は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○ 運動器機能向上加算（月225単位）

機能訓練指導員により、ご契約者の身心等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

◆ ご不明な点はなどがありましたら下記連絡先まで、お問い合わせください。

きらら藤枝デイサービスセンター TEL054-646-6822

サービス利用料金表

(3割負担の場合)

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

◆ 通常規模型通所介護【所要時間：7時間以上8時間未満】

1単位当たり10.14円(7級地)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型通所介護費	648単位	765単位	887単位	1,008単位	1,130単位
入浴介助加算	50単位				
個別機能訓練加算 I	46単位				
サービス提供体制強化加算 I	18単位				
介護職員処遇改善加算 I	5.90%				
介護職員特定処遇改善加算 I	1.20%				
昼食代	620円				
ご利用負担額目安(1日につき)	3,103円	3,486円	3,881円	4,274円	4,672円

※上記及び下記の加算項目は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

- 個別機能訓練加算Ⅱ(56単位)
機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算Ⅰ又はⅡのどちらかを加算させていただきます。
- 認知症加算(60単位)
看護又は介護職員を指定基準で定める員数に加え常勤換算で2以上確保、算定月の前3か月間の利用者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が2割以上及び認知症介護実践者研修等修了者を1以上配置した場合に加算させていただきます。
- 中重度者ケア体制加算(45単位)
看護又は介護職員を指定基準で定める員数に加え常勤換算で2以上確保、算定月の前3か月の要介護3以上の利用者の占める割合が3割以上及び専従の看護職員を1以上配置した場合に加算させていただきます。
- 送迎減算(片道47単位)
事業所が送迎を行わない場合は、所定単位数から減算します。

※サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

家族が送迎することで、9時15分から16時30分（所要時間：7時間以上9時間未満）の通所介護の前後に連続して、延長サービス（介護保険適用外）を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。

◆第1号通所事業（旧介護予防通所介護相当サービス）

1単位あたり10.14円（7級地）

要介護度	要支援1	要支援2
介護予防通所介護	1,655単位	3,393単位
サービス提供体制強化加算I	72単位	144単位
介護職員処遇改善加算I	5.90%	
介護職員特定処遇改善加算I	1.20%	
ご利用負担額目安（1ヵ月）	5,628円	11,523円

◎昼食代は、1食620円となります。

※上記及び下記の加算項目は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○ 運動器機能向上加算（月225単位）

機能訓練指導員により、ご契約者の身心等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

◆ ご不明な点はなどがありましたら下記連絡先まで、お問い合わせください。

きらら藤枝デイサービスセンター TEL054-646-6822